

次項及び第十七項において同じ。）に該当するものに係る対価の額又は費用の額から当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が四千万円を超える場合には、四千万円）に二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする。

16 個人が、認定住宅の新築等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該認定住宅の新築等をした家屋を平成三十一年十月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（居住年から九年目に該当する年において当該認定住宅の新築等に係る第十項に規定する認定住宅借入金等の金額につき、同項の規定によりこの条、次条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合その他政令で定める場合に限る。）において、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「認定住宅特別特定適用年」という。）において当該認定住宅の新築等に係る住宅借入金等（以下この項において「認定特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、第十三項の規定にかかる

らず、当該認定住宅特別特定適用年を第一項に規定する適用年とし、その年十二月三十一日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）に一パーセントを乗じて計算した金額（当該金額が認定住宅控除限度額を超える場合には認定住宅控除限度額とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該認定住宅特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日）とあるのは「十三年間の各年（同日）と、第二十項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、第二十一項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、第二十二項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに第二十三項、第二十六項及び第二十九項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）とあるのは「十三年間」とする。

前項の認定住宅控除限度額は、当該認定住宅の新築等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額から当該認定住宅の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が五千万円を超える場合には、五千万円）に二パーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする。

第四十一条の二第一項中「又は認定住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年、特別特定適用年又は認定住宅特別特定適用年」に、「及び第十項」を「第十項、第十三項及び第十六項」に改め、「（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 前条第十三項に規定する特別特定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）当該特別特定住宅借入金等の金額につき同項

前段の規定に準じて計算した金額

四 前条第十六項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）当該認定特別特定住宅借入金等の金額に

つき同項前段の規定に準じて計算した金額

第四十一条の二第二項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 特別特定住宅借入金等の金額 二十六万六千六百円

四 認定特別特定住宅借入金等の金額 三十三万三千三百円

第四十一条の二第三項第三号中「平成三十三年までの各年」を「平成三十年までの各年又は平成三十三年」に改め、「この号」の下に「及び次号イ」を加え、同項に次の一号を加える。

四 当該居住日の属する年が平成三十一年又は平成三十二年である場合において、次に掲げる場合に該当するとき 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める住宅の取得等

イ 当該二以上の住宅の取得等のうちに、特定取得に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものとがある場合 特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をした住宅の取得等のうちに認定住宅借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものがあるときは、当該区分をした住宅の取得等を認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分

をした住宅の取得等)

□ 当該二以上の住宅の取得等のうちに、特別特定住宅借入金等の金額に係るものと認定特別特定住宅借入金等の金額に係るものとがある場合 特別特定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と認定特別特定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

第四十一条の二の二第一項中「十三年内」を「十三年内」とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に、「十四年内」を「十四年内」とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十二年内とする。」に改め、同条第五項中「十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第二十一項」に改める。

第四十一条の三の二第十三項中「この項から」を削り、同条第十六項第二号ハ中「第四十一条の二第二項第三号」を「第四十一条の二第二項第五号」に改め、同条第二十項中「同条第十五項」を「同条第二十項」に、「同条第十六項」を「同条第二十一項」に、「同条第十八項、第二十一項及び第二十四項」を

「同条第二十三項、第二十六項及び第二十九項」に、「十三年内」を「十二年内」とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に、「十四年内」をする。」に改める。

第四十一条の八の見出し中「給付金」を「給付金等」に改め、同条中「市町村又は」を「都道府県、市町村又は」に改め、同条に次の一号を加える。

四 子どもの貧困対策の推進等の観点から給付される児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金

第四十一条の八に次の一項を加える。

2 次に掲げる者が、都道府県又は都道府県が適当と認める者が第一号に掲げる者に対して行う金銭の貸付けであつてその者の児童福祉法第六条に規定する保護者からの経済的支援が見込まれないことその他の事情を勘案し、その者の自立を支援することを目的として、その者が進学した後若しくは就職した後

の生活費若しくはその居住の用に供する賃貸住宅の家賃又は就職に資する免許若しくは資格の取得に要する費用を援助するために行うものとして財務省令で定めるものにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

一 児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所している者又は当該入所措置を解除された者その他の財務省令で定める者

二 前号に掲げる者の相続人その他の財務省令で定める者

第四十一条の十五の三第二項第一号中「提出した所得税法第二百三十三条の五第十項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書にその居住者の年齢が六十五歳以上である旨の記載がある」を「公的年金等の支払を受ける」に、「同法」を「所得税法」に改め、「同条第一号イ」の下に「及び第四号」を加える。

第四十一条の十五の四第一項中「年金給付を受ける権利」の下に「若しくは当該権利に基づき支払期月」とに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利」を、「保険給付を受ける権利」の下に「若しく

は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利」を加える。

第四十一条の十七第二項の表第二百三条の五第一項第二号の項中「第二百三条の五第一項第一号」を「第二百三条の六第一項第二号」に改める。

第四十一条の十八第一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「平成三十六年十一月三十一日」に改める。

第四十一条の十九第一項第二号中「第三十七条の十三第一項第四号」を「第三十七条の十三第一項第三号」に改める。

第四十一条の十九の五第四項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）」に、「（資産）を「（無形資産）に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第五項及び第六項中「を算定するためには重要」を「（第十三項において準用する第四十条の三の三第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するためには重要」に改め、同条第十三項中「、第六項及び第十五項から第二十項まで」を「から第十二項まで及び第二十一項から第二十六項まで」に改め、同項

の表第四十条の三の二第五項の項を次のように改める。

第四十条の三の二	第二項各号	第五項
所得税法第百六十四条第一項 第一号イに掲げる国内源泉所 得につき同法第百六十五条第 一項の規定により同法第二十 二条の規定に準じて計算した 金額又は同法第二条第一項第 二十五号に規定する純損失の 金額につき同項第四十三号	を第一項 所得税法第百六十四条第一項 第一号イに掲げる国内源泉所 得につき同法第百六十五条第 一項の規定により同法第二十 二条第一項第四十三号	第四十一条の十九の五第二項の規定により第二 項に規定する方法に準じて算定する場合におけ る同項各号
所得税法第百六十四条第一項 第一号イに掲げる国内源泉所 得につき同法第百六十五条第 一項の規定により同法第二十 二条の規定に準じて計算した 金額又は同法第二条第一項第 二十五号に規定する純損失の 金額につき同項第四十三号	を同条第一項 所得税の額から控除する金額につき所得税法第 二条第一項第四十三号	第四十一条の十九の五第二項の規定により第二 項に規定する方法に準じて算定する場合におけ る同項各号

ならば第一項

ならば第四十一条の十九の五第一項

第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第二十項の項中「第四十条の三の三第二十項」を「第四十条の三の三第二十六項」に、「係る第一項に規定する」を「係る第一項」に、「係る第四十一条の十九の五第一項に規定する」を「係る第四十一条の十九の五第一項」に改め、同表第四十条の三の三第二十六項第一号及び第十七項の項中「第四十条の三の三第二十五項」を「第四十条の三の三第二十六項第一号及び第十七項」に改め、同表第四十条の三の三第二十二項第一号及び第二十三項」に改め、「に規定する独立企業間価格」を削り、同表第四十条の三の三第二十六項の項を次のように改める。

第四十条の三の三 及び租税特別措置法 第二十二項	及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十 三項（国外所得金額の計算の特例）において準 用する同法
及び同条第二十二項	及び同法第四十一条の十九の五第十三項におい て準用する同法第四十条の三の三第二十二項

第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十五項の項中「第四十条の三の三第十五項」を「第四十条の三の三第二十一項」に改め、同表第四十条の三の三第六項の項中「第四十条の三の三第六項」を「第四十条の三の三第十一項」に、

財務省令	同条第六項に規定する財務省令
前項各号	同条第十三項において準用
同項第二号	同条第十三項において準用
同項第一号	同条第十三項において準用

省令

する前項各号

する前項第二号

する前項第一号

を

財務省令

同条第六項に規定する財務省令

〔に改め、同表第四十条の三の三第五項第二号の項中「第四十条の三の三第五項第二号」を「第四十条の三の三第九項第二号」に改め、同表第四十条の三の三第五項第一号の項中「第四十条の三の三第五項第二号」を「第四十条の三の三第九項第一号」に改め、同表第四十条の三の三第五項の項の次に次のよう

に加える。

第四十条の三の三	第四項の規定の適用がある内 部取引以外の内部取引	書化対象内部取引	第四十一条の十九の五第五項に規定する同時文
第四十条の三の三	第三項	同条第三項	第四十一条の十九の五第三項
第九項	第一項に として財務省令	同条第一項に として同条第五項に規定する財務省令	第四十一条の十九の五第三項
第一号イに掲げる国内源泉所 得につき同法第百六十五条第一項 一項の規定により同法第二十 二条の規定に準じて計算した 金額又は同法第二条第一項第	所得税法第百六十四条第一項 として財務省令 同法第百六十五条第一項 一項の規定により同法第二十 二条の規定に準じて計算した 金額又は同法第二条第一項第	所得税の額から控除する金額	第四十一条の十九の五第三項

二十五号に規定する純損失の

金額

第四十一条の二十の二を削る。

第四十一条の二十二の次に次の一条を加える。

(平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)

第四十一条の二十三 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会若しくは東京パラリンピック競技大会（以下この項において「大会」という。）に参加をし、又は大会関連業務（大会の円滑な準備又は運営に関する業務をいう。第三項において同じ。）に係る勤務その他の人的役務の提供を行う非居住者で政令で定めるものの所得税法第二百六十二条第一項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間における当該参加又は当該提供に係るものに限る。）については、所得税を課さない。

2 前項の非居住者の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、所得税法

その他所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 大会関連業務を行う外国法人で政令で定めるものが支払を受ける所得税法第百六十一条第一項第十一号に掲げる使用料で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間ににおいて行われる同号の業務に係るものに限る。）については、当該使用料が当該外国法人の法人税法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものである場合には所得税法第七条第一項第五号、第百七十八条及び第百七十九条の規定は適用しないものとし、当該使用料が当該外国法人の法人税法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものでない場合には所得税を課さないものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第百六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

二 所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条中「規定する国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）の規定の適用があるものを除く。）」とする。

第四十二条の二第一項中「第六項に」を「第七項に」に、「第六項第一号口」を「第七項第一号口」に、「第六項第二号口」を「第七項第二号口」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項第一号中「第三項」を「第三項第一号」に改め、同条第二項中「第六項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第六項第一号口」を「第七項第一号口」に、「第六項第二号口に掲げる法人を」を「第七項第二号口に掲げる法人を」に改め、同項第一号中「第六項第二号口」を「第七項第二号口」に改め、同項第三号中「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に改め、同条第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「振替国債に係る債券現先取引（振替国債）を「振替国債等に係る債券現先取引（次に掲げる債券）に改め、「と特定金融機関等」の下に「（当該取引が第一号又は第三号に掲げる債券に係るものである場合にあつては、第七項第二号イに掲げる法人に限る。）」を加え、「第六項第二号

口」を「同号口」に、「振替国債に係る債券現先取引に」を「振替国債等に係る債券現先取引に」に、「第十二項」を「第十三項」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同項に次の各号を加える。

一 振替国債

二 外国が発行し、又は保証する債券で政令で定めるもの

三 外国法人が発行する債券で政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

第四十二条の二第四項中「受ける特定外国法人」の下に「（適格外国証券投資信託（第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託をいう。以下この項、次項及び第十項において同じ。）の受託者である特定外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき当該利子の支払を受ける場合における当該特定外国法人を除く。）」を加え、「第六項第二号口」を「第七項第二号口」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同条第十三項中「第五項」を「第六項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項

中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に、「第十項」を「第十一項」に、「「所在地」を「（同項）に、「所在地又は」を「又は」に改め、「の所在地」の下に「（第五項）と、「所在地並びに」とあるのは「所在地又は変更後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びに」と、「の名称」とあるのは「の名称又は変更後の名称」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六項第一号ハ」を「第七項第一号ハ」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「定める書類」の下に「（第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該書類及び適格外国証券投資信託の受託者である特定外国法人に該当することを証する書類として財務省令で定める書類）」を加え、「を当該」を「（同項の規定の適用がある場合にあつては、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに適格外国証券投資信託の名称並びに当該適格外国証券投資信託に係る第五条の二第二項の記載）を当該政令で定める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第三項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外

国投資信託をいう。以下この項において同じ。) の受託者である特定外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける第三項に規定する支払を受ける利子については、当該外国投資信託が適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

第四十一条の二の二第一項から第三項までの規定中「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同条第四項中「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に、「第二十九条の二第八項から第十二項まで」を「第二十九条の二第九項から第十三項まで」に、「第三十七条の十四第三十二項から第三十六項まで、第三十七条の十四の二第二十九項から第三十三項まで」を「第三十七条の十四第三十七項から第四十一項まで、第三十七条の十四の二第三十二項から第三十六項まで」に改める。

第四十二条の三第四項第二号中「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「特定新株予約権等の付与に関する調書」を「特定新株予約権の付与に関する調書」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同項第三号中「規

定する報告書」の下に「第三十七条の十四の二第二十九項に規定する報告書」を、「第三十七条の十一の三第九項」の下に「第三十七条の十四の二第二十九項」を加え、同項第四号中「同条第九項ただし書」の下に「第三十七条の十四の二第二十九項ただし書」を、「報告書」の下に「第三十七条の十四の二第二十九項ただし書に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第九項」に、「第三十七条の十四第三十二項」を「第三十七条の十四第三十七項」に、「第三十七条の十四の二第二十九項」を「第三十七条の十四の二第三十二項」に改める。

第四十二条の三の二第一項中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「（以下この項において「普通法人」という。）」を削り、「において同法」を「において法人税法」に、「及び第一百四十三条第五項各号に掲げる法人」を「若しくは第一百四十三条第五項各号に掲げる法人又は次条第八項第八号に規定する適用除外事業者」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号の第一欄中「（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）」を削り、同表の第三号の第一欄中「法人税法第二条第七号に規定する」を削り、同号の第二欄中「同法」を「法人税法」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項中「事業年度が設立事業年度であるとき、又は比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五」を「割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、「（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）」を削り、同項第二号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に、「〇・一」を「〇・一七五」に改め、「に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合」を削り、「百分の六とする。」を「百分の六」に改め、同項に次の二号を加える。

三 当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合 百分の八・五
第四十二条の四第二項を次のように改める。

2 前項に規定する法人（同項の規定の適用を受ける事業年度（以下この項において「適用年度」といいう。）終了の時において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの及び